

2025年10月

単元未満株式をご所有の株主様へ

株式会社ウエスコホールディングス

単元未満株式の買取・買増制度のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の単元株式数は100株となっておりますので、株主様がご所有の当社単元未満株式（100株に満たない株式）は、証券市場において売買することができないなどの制約がございます。

当社ではこのような株主様のご不便を解消するため、ご所有の単元未満株式の「買取り」または「買増し」を当社に請求できる「単元未満株式の買取・買増制度」を実施しておりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 「単元未満株式の買取制度」とそのお手続きについて

「単元未満株式の買取制度」とは、100株に満たない単元未満株式をご所有の株主様が、ご所有の単元未満株式の買取りを当社に請求できる制度です。

(1) 買取価格について

1株あたりの買取価格は、株主名簿管理人が株主様から買取請求を受付た日の株価（終値）にて計算いたします。その日に売買取引がないときは、その後の最初の売買取引の成立価格が1株あたりの買取価格となります。

(2) 買取手数料について

「単元未満株式の買取制度」をご利用の際は、当社所定の手数料は無料となっておりますが、ご利用の証券会社において、別途「取次手数料」等がかかる場合もございますので、ご注意ください。

(3) お手続き方法

- ① 単元未満株式を証券会社にて管理されている株主様は、管理されている証券会社までお問い合わせください。
- ② 証券会社とのお取引がない株主様は、以下＜お問い合わせ先＞の電話照会先までご連絡いただき、買取請求関係書類をご請求願います。到着した買取請求関係書類をご高覧のうえ、買取請求関係書類を以下＜お問い合わせ先＞へご送付願います。

＜お問い合わせ先＞

郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間	9：00～17：00（土日休日および12/31～1/3を除く）

2. 「単元未満株式の買増制度」とそのお手続きについて

「単元未満株式の買増制度」とは、ご所有の単元未満株式に、単元株式数（100株）に満たない株式数を株主様に買増ししていただき、単元株式とする制度です。

(1) 買増価格について

1株あたりの買増価格は、株主名簿管理人が株主様から買増請求を受付た日の株価（終値）にて計算いたします。その日に売買取引がないときは、その後の最初の売買取引の成立価格が1株あたりの買増価格となります。

(2) 買増手数料について

「単元未満株式の買増制度」をご利用の際は、当社所定の手数料は無料となっておりますが、ご利用の証券会社において、別途「取次手数料」等がかかる場合もございますので、ご注意ください。

(3) お手続き方法

- ① 単元未満株式を証券会社にて管理されている株主様は、管理されている証券会社までお問い合わせください。
- ② 証券会社とのお取引がない株主様は、以下＜お問い合わせ先＞の電話照会先までご連絡いただき、買増請求関係書類をご請求願います。到着した買増請求関係書類をご高覧のうえ、指定の口座へ買増概算金をお振込いただき、買増請求関係書類を以下＜お問い合わせ先＞へご送付願います。

＜お問い合わせ先＞

郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間	9：00～17：00（土日休日および12/31～1/3を除く）

（ご注意）

- ・買取請求と買増請求を同時に行うことはできません。
- ・買取・買増請求後の撤回はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・期末および中間などの基準日の権利確定日前一定期間ならびに受付停止期間が設定された場合の当該受付停止期間中は、買取・買増請求の受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・本ご案内到着時に、行き違いで、既にお手続きされている株主様におかれましては、失礼の段、ご容赦願います。
- ・本ご案内は、特定の証券会社との取引の勧誘や、単元未満株式の買取・買増請求の勧誘を目的とするものではありません。これらについては必ずご自身のご判断により行ってくださいますようお願い申し上げます。

以上